

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8番、通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、臨時交付金を活用して生活支援についてということで伺います。

地方創生臨時交付金1.2兆円増額されました。低所得者支援枠5,000億円は新たに創設され、非課税世帯一律3万円を給付することが補正予算で決議されました。給付方法は市町村の裁量で変更することができますが、補正予算で非課税世帯一律3万円給付となりました。推進事業メニューは7,000億円で、事業者支援と生活者支援があり、補正予算で1万円購入で1万3,000円分の利用できるものを7,000発行することも決議されました。実施計画は5月29日の第1次締め切りで、交付決定は7月中となっております。

推進メニューは、生活支援と事業者支援があります。生活支援のことで伺います。

裁量権がありながら毎行っている非課税世帯とプレミアム券の発行では、町全体に恩恵が行かないのではないのでしょうか。プレミアム券を家族分、商工会に申請しても、2万、3万の初期費用がかかります。町内の利用に限られていますので、資金がある方や事業者には向いていますが、子育て真っ盛りの低所得者世帯では、今困っていることを支援してほしいと思っているのではないのでしょうか。学校給食費もその一つです。半額になってますが、兄弟で学童をもつ世帯は家計に響きます。高校生の通学費は、JRの利用は限られています。それ以外の高校生は、車での送り迎えを余儀なくされます。そこでガソリン代の支援など考えられるのではないのでしょうか。子育て世帯で働いてる親御さんは、非課税ではありません。せめて所得割非課税世帯の支援も考えられるのではないのでしょうか。

第2回実施計画提出期限が10月の2日となっております。第1回で満額利用を使い切ってしまったのでしょうか。

いずれ生活は非常に厳しい状況になってます。5月、6月は税金の支払いが大変だとか、年金から介護保険を引かれて生活できない。やむを得ず、繋ぎに社協の助け合い資金を借りようとしても、このところ返済が滞っている人が多く、新たな申請を受けることが大変難しいということをおっしゃっています。これらのことを考えるならば、臨時交付金だけではなく、町としての対策もとらなくてはならないのではないのでしょうか。

以上、町長の考えを伺います。

2問目の乳幼児保育の充実について、3項目について伺います。

1つは、乳児保育の場合、哺乳瓶を3本持参していると伺いました。家庭から持ち込

んだ哺乳瓶は、園でどのように扱っていますか。園から家庭に返す時の処理法はどのようになっているのでしょうか。一番大事なことは、消毒が完全に行われているかです。人為的な食中毒はあってはなりません。働くお母さんたちは、園に子どもを連れてくるまで準備支度にやらなければならないことがたくさんあります。負担軽減はもちろんです。衛生面から公立の役割として園で哺乳瓶を用意することを考えませんか。

次に、アレルギーの乳児は特定のミルクが必要です。これは値段が非常に高くなっています。アレルギー用のミルクを園で用意しているのか。今までのアレルギー対策についての考えを伺います。

最後に、3歳児以上児の給食は副食のみです。乳児から2歳児までは、ご飯を炊いています。3歳児以上にご飯を与えるには、1合から三、四人分はとれるのではないのでしょうか。30人分を多く見ても7合も追加して炊飯すれば、出来立ての完全給食が食べられます。国は、この分の予算を組んでいません。一般会計から子育て支援として持ち出すには、ほんのわずかな予算でできます。このことを何度も質問してきましたが、今まで全く同じ答弁です。弁当持参は親の愛情と言われます。小・中学生が完全給食で、親の愛情は求めています。町の愛情で園児全員に炊き立ての温かいご飯を提供しませんか。

このことについては、町長にも伺いたいと思います。教育長にもよろしく願いいたします。

最後の項目の随意契約の要綱の変更と随意契約の公開について伺います。

建設課職員2名は、21年度分、22年度分、2件を業者委託料に77万1,100円、見積もり額の水増しした背任行為で新聞・テレビで放映され、全町民が衝撃を受けました。どうしてこのようなことが起きたのか、徹底検証しなくてはなりません。会計年度職員でベテランの技術者と採用間もない職員との関係を上司が見抜いていたのか。町民の公僕として基本的なモラルがあったのか。疑いたくなります。それと、このような事件を発症させる温床が町当局の管理体制にあったのではないかということです。

随意契約の項目には、目的、方法、決裁とあります。目的では、「随意契約は、地方自治法施行令第167条2の規定に関する限り、例外的な随意契約ができる」云々。「契約行為には十分留意し、適時適正な運用を努めることが望ましい」とあります。末尾の「望ましい」ではなく、もっと強い表現で「努めなければならない」と書くべきではないのでしょうか。「随意契約には、別冊の八峰町随意契約ガイドラインを参考にするこ

と」とあります。ホームページには載っておりません。

方法には、「特別な事情がある場合を除き、2社以上の見積もり予定価格を定める」とありますが、今までこのことは守られてきたのでしょうか。町長はガイドラインの見直しを管理職員に通知してありますが、要綱を守っていれば防げたことではないですか。要綱の内容を見直してガイドラインを厳しいものにし、職員にモラルをきちんと教育することが大事ではないでしょうか。

他市のガイドラインは、8ページや12ページに分かりやすく載っています。その中にはもちろん契約見積もりは複数や3社と決めています。再発を防ぐには、随契の公開だと思います。最新版では、大津市、2023年4月から公開しています。また、鶴岡市随意契約のガイドラインは、令和3年9月とあります。12ページにわたり、最後のページに「随意契約利用」の公表と題して、公表対象、公表項目、公表時期及び公表期限とあり、公表方法は「鶴岡市ホームページにおいて公表する」とあります。ネットにはいろいろ載っていますが、事件が多く発生していることの現れだと思います。近年、改めて随契のあり方も見直しているものだと私は思っています。

八峰の財政は60億円あまりです。職員の賃金や福祉事業計画の実施費用を除いて、ほとんど業者繋がりで成り立っています。それゆえ、各自治体は業者癒着を避け、不祥事を生じさせない土台づくりに工夫がされています。今回の不祥事は、議会軽視された面が多々ありました。チェック機能を果たすのが議会の任務です。ガイドラインを示して、一緒に二度とこのような事件が起きないように対策を考えることが必要ではないでしょうか。

以上、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開をいたします。午後1時から  
当局の答弁をお願いをいたしたいと思えます。

午前 11時39分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「臨時交付金を活用した生活者支援」についてであります。

交付金の「生活支援」と「事業者支援」の内容につきましては、第1回実施計画は、交付金の早期交付を希望する場合に限り提出することとなっており、町では、国が「低所得世帯支援枠」の事業費の算定として示している「住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を支援する分とその事務費分」のみを提出したところであります。

また、今議会の一般会計補正予算に、「推奨事業メニュー」として、稲作農家やしいたけ農家、漁業者への支援に加え、町内商店等への支援としてプレミアム付商品券発行业務補助金等を追加補正しており、これらを追加し、第2回実施計画を提出する予定としております。

なお、今回の事業費で既に町に示された交付限度額を超えていることから、議員ご提案の学校給食の無料化や高校生の通学費の補助につきましては、見送りたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、乳幼児保育の充実のうち、幼児保育の主食についてであります。

現在、3歳児以上の主食をご家庭からお持ちいただき、こども園で保温した後、給食時に供しておりますが、これは、国の方針に従って実施しているものであります。一方で、本町においては相当に少子化が進んでいる現状もあります。

ご承知のとおり、少子化対策と子育て支援対策は異なるものでありますが、今後、国による異次元の少子化対策や町の財政状況など、総合的に勘案しながら、対応を検討してまいります。

次に、随意契約についてであります。このたびの背任事件の発生を受けて、随意契約の取扱いについて、職員に対し「八峰町随意契約ガイドライン」に準拠した、より厳格で適切な取扱いを指示したところであります。

1点目の「取扱要項の表現の変更」については、ご指摘のとおり、より強い表現に改めてまいります。

2点目の「2社以上の見積もりによる予定価格」については、見積もり競争方式で行う随意契約については、これまでも要項の規定を遵守して運用しております。

3点目の「随意契約の結果の公表」については、5月から、財務規則で定める少額随意契約の基準額以上の特命随意契約について、ホームページで公表するよう取扱いを改めたところあります。

4点目の「ガイドラインのホームページ掲載」については、会計年度任用職員を含む全ての事務職員を対象としたコンプライアンス研修のほか、コンプライアンスマニユア

ルの作成を計画しているところであり、まずは、これらの対策を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私の方から見上議員の1問目のご質問にお答えいたします。

現在、ゼロ歳児クラスのお子さんをお預かりする際には、ご家庭で使用しているミルクと同じ物を園で準備していますが、哺乳瓶等は、ご家庭から1日に使用する本数をお持ちいただいております。使用後は洗ってお返しし、ご家庭で消毒乾燥の上、翌日お持ちいただいております。

しかしながら、保護者の育児負担の軽減、そして安心・安全な保育環境を考慮しますと、今後、哺乳瓶等を園で準備する方向で検討いたします。

次に、2問目のご質問にお答えいたします。

ミルクは子どもにとって唯一の栄養源ですが、乳児のアレルギーで考えられるものの中にミルクアレルギーがあります。また、アレルギーとは異なりますが、ミルクに含まれる乳糖成分に対する耐性が生まれつき身体に備えられていない体質による乳糖不耐症というものがありますが、現在、このようなお子さんは在園しておりません。

お子さんのアレルギー疾患に関しましては、入園申請の際に医師の診断書等を提出していただき、指示内容を園と保護者で確認し、これに沿った対応に努めております。

続いて、3問目の質問にお答えいたします。

先ほど町長も答弁いたしました。安心・安全な保育環境を考えますと、完全給食は、同じ器で同じ給食を食べることができ、ご飯も炊き立ての温かいおいしい状態で食べてもらうことができると思います。また、栄養士の献立の自由度が上がることも考えられます。

こうしたことから、今後、3歳児以上の完全給食への対応を検討してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、1問目の臨時交付金を活用して生活者支援について、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まずこの一般質問の通告は、6月6日締め切りでした。で、6月6日、議案の告示になってます。ということは、どうしても質問したことと、それか

ら議案とがすれ違うことが今回の場合ありました。やはり6月1日の全協で、特にこの臨時交付金、どういうふうに使われて、どういうふうにやったらいいかっていう、5月29日までの締め切りですけれども、これをやはり全協に提出するべきではなかったかと思えます。今後、こういうものについては、全協での議案提案に対する説明を求めたいと思えます。

そして、まあ決まってしまったことですので、通告とちょっと違ってしまいますけれども、ただ現状としては、この7,000億円の生活支援費、まあプレミアム券を総合してやることですが、ただもうちょっとやっぱりいつもの同じパターンではなくて、今回特に物価高騰を銘打ってますので、物価高騰による、もうちょっときめ細かい支援、ありきたり、ありきたりって言えばあれですけれども、これも大事なことなんですけれども、もっとやっぱりいろんな要求があると思うんです。で、この何にでも何にでも使って、裁量に任せることになってますので、物価高騰による小・中学校の保護者の負担軽減のため、学校給食費の支援や、子ども食堂やヤングケアラーの配食支援も可能というふうになっております。そういう意味でも、今、町の現状はどうなのかっていうことを伺うためにも、私たちに決定する前に通知してほしかったなと思えます。

この点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回、予算の提案と、そしてまた全協で詳細にお伝えできなかったというところが、このすれ違いがあったというところがございますので、今後、全協の場でもしっかりと内容を精査してお示ししたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 第1回目の5月29日で全部使い切ってしまったということですが、今後ですね電気料金は国の支援が9月で終わりますして、25.4%値上げされます。今でも本当に大変な状態ですけれども、これが行われたらどういうふうになるでしょうか。物価がどんどん値上げりして大変な状態になると思います。そのための支援というのが、もう今ここでは行われなかったなということです。

そして、テレビでも報道されましたけれども、生鮮食品を除いた物価指数は秋田県で2位です。たまごや靴とか、まあ衣類とかいろいろ入りますけれども、こういうふうに物価が値上がりしてますと、子育てをしてる人たちには本当に物を買うにも、靴もすご

い高いですね。子どもたち今、1万、2万の靴、スポーツ靴とか履いてると思うんです。そういう意味でも、これは交付金だけではもう間に合い切れない。町の方では、子育て支援とか物価の値上がり、国の臨時創生を待たないで何か対策を考えないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いろいろな物の値段が、電気代だけでなく、いろいろな物の値段が上がっている中で、子育て世帯だけでなく、ここに住む全ての方々が非常に苦勞しているというふうに私は認識しております。そうした中で、この八峰町の基幹産業であります、まずは農林漁業の方々にご支援、そしてまた非課税世帯にご支援というようなことを選んで今回ご提案したところがございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに1問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町全体が今、本当に物価高騰で大変になっているのは分かります。私はどうしてもやっぱり事業者とか農業とかそちらの方はそちらの方たちが一生懸命質問して町の支援を深めていく、これは当然。私はどうしても子育て支援の立場からこれを述べざるを得ません。私はその意味で本当に大変なことをよく受け止めて、今後の政策に取り組んでいただきたいと思います。

1問目の質問は、これで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問に対し、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 教育長の方から、本当に質問してよかったなと思ったことは、ミルクは園で用意してるので、哺乳瓶については、やはりどう考えても、能代市でも行ってますけれども、どう考えても一番6カ月未満はもう病気になりやすい、感染しやすい、大変な、そして母乳から免疫がとれて、で、自分で自分の体をこうコントロールしていくのに大変な状態、6カ月未満はあります。そこでやっぱりできるだけ衛生的に、そして絶対食中毒が起きてはならない、そういう意味でも、是非すぐにでもこの哺乳瓶を町で用意することに取り組んでいただきたい。前向きな検討、本当によかったと思っております。

そして、ミルクですけれども、今まで、今はいないということですがけれども、アレルギーのミルクね。私の孫も大変なアトピー性皮膚炎でしたので、ミルクは別口で高いのを買ってました。で、まあこれが保育園にもアトピー性皮膚炎とか、それからアレルギー

ギーの持った子どもがいると思うんです。今はいなくとも、過去にこういう事例がなかったのか。分かってたら教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ミルクのアレルギーに関しましては、過去にあったかと思えます。で、あった場合にも、不耐用の対応したミルクを提供しておりましたので、万が一この後、今、対象のお子さんいませんけども、この後発生した場合はそういう形で対応したいと考えております。

あとそれから食物アレルギーについては、若干のお子さんはいらっしゃいます。これにつきましては、先ほど回答したように病院の方からの診断書等を出していただきまして、その指示に従って対応の食材等提供しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） アレルギーの乳児が入園した場合、それに合わせたミルクは園で用意するということですね。お願いします、返事を。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） はい、見上議員のご質問のとおりです。こちらの方でご準備いたします。

○議長（皆川鉄也君） 乳幼児の保育の充実について、再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の方からは、総合的に勘案して国の方針に従ってっていうことで、完全給食ではなくて弁当を持参してもらってっていうことだったと思うんですけども、教育長の方からは、炊き立ての温かいご飯を子どもたちに与えたい。小・中学校と同じような給食弁当を与えたいという、こういうふうに私、今理解しましたけれども、そのところはっきりともう一度お願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 思いは先ほどお話したとおりですので、あとは、いつこう実施できるかについては、いろいろこう周りと相談しながら、できるだけ早く実現に向けて検討してまいりたいと思います。



○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非検討していただきたいと思います。こういう事例は、もし八峰町でやられますと全県的にも周りに非常にいい影響を与えたいと思います。これから暑くなるに当たって、やっぱりうちからご飯を持ってくる。まあ朝、パンを食べる人もいるでしょう。そういう家庭は前日のご飯になってしまうかもしれません。そこら辺の点検は、園では分かり切れません。そういう意味でも安心した食事を子どもたちに与える意味で、炊き立てのご飯というのは、乳幼児には味覚がちょうどこう分かってくる時期で、本当に保育園のご飯はおいしいんだっていうのを実感させてもらって、秋田に育ってよかったというこういう思いを是非早期に実現してほしいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、3問目の随意契約の要綱の変更と随意契約の公開について、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 要綱の中の「望ましい」を改めるということで、これは是非、もうちょっと本当に強い口調で行ってほしいと思います。

それで、ちょっと分かりづらかったんですけども、この随意契約の結果ですねホームページに報告するというのは、見積もり業者、見積もり額、2社、3社の結果という、そういう段階のことなんでしょうか。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えをいたします。

公表の内容につきましては、指名競争入札と同様に見積もり調べというものを作成しますので、この結果を公表するというので、落札業者、まあその見積もりを出した業者と、それから金額、これらを公表するというのでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあこういう不祥事が起きたっていうことは、本当に非常に残念です。本当に若い職員は被害を被ったのではないかと思うくらい、本当に気の毒な事件だったと思います。それをやはり職員、ベテランのその技術者、会計年度職員ですので、まあ二、三年前に入ってきたのか何年前に入ってきたのか分かりませんが、こういう職員と若い職員が組んで、何かこう上司の人たちは感じなかったのか。そういうところがちょっと疑問であります。答弁はありませんでしたけれども、そういうことも含めて、町長はコンプライアンス研修を行うということですが、町民に示すに

はですね、コンプライアンス研修を行うんだという、まあ北羽にも大見出しで出てます。ですけども、町民の皆さんは何のことか分からないと思います。どういうことなのか。町長は何を再発防止のためにやろうとしているのか。これは法の遵守、まあ条例とか規則とかそういうものを遵守するのを、民間に、保険の会社に私は丸投げしているのではないかと思います。で、町長個人として、これ町長の立場としてですね、職員の皆さんにどういうことを指導、あってはならない、このことをどういうふうに指導したのか。まあ町民の公僕として広く公共公衆に奉仕するんだと。町の利益に奉仕するんだということをお話されたのか。コンプライアンスということをちょっと調べてみますと、企業に多く使う、企業がまあいろんなことが起きた場合に、かなり長い文書で講習を行うということだと思えるんですけども、まあ小さく市町村の場合は、条例、それから規則の順守ということです。条例・規則の順守は当然、条例と規則で職員は働いてますので、それは当然のことです。それ以外にですね、町長として職員に対してどのような、こういうことを起こさないための訓示といいますか、研修といいますか、そういうことを行ってきたのか。これからもどう思っているのか。そのことについて伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回の事件につきましては、本来、見上議員が言ったようなコンプライアンスは職員全てがしっかりしてなきゃいけないということでありましたけども、それを破った職員がいるということで今回の事件が起こったというふうに認識してございますので、私の方からは、法令遵守、いわゆるコンプライアンスを徹底しましょうというところを再度申し上げたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに3問目の再質問ありますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはりそういう、まあ条例・規則を破ったということで、そのことについてコンプライアンス研修を行うということですけども、その温床となる町の体制はどうだったのか。町長が示したのは、管理職への随意契約ガイドラインの運用の見直しについて通知して、複数回見積もりを徴することの通知をA4の紙1枚で表してます。それだけでは違うんでないでしょうか。もうちょっと、町民の皆さんはそれ納得するでしょうか。どうしてこういうふうなことが起きたのか。そして、職員のどこにその体質の問題があったのか。そういうことについて、条例・規則守るのは当然のことです。そういう体制に何か問題があったのではないかということについてはどのように考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 繰り返しになりますけども、今回の事件、やはり法令をしっかりと理解していないというところが一番大きな原因だというふうに私は捉えております。そういったところで、やはりその法令をしっかりと勉強しましょうというところ、あるいは、繰り返しになりますけど、そういったところを研修の中で学んでいきたいと思いますというところで、今回コンプライアンス研修を行うところでもあります。

併せまして、現在、コンプライアンスマニュアルの作成を計画しているところがございますので、そういったところで職員の法令遵守を努めてまいりたいというところがございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに3問目の再質問ありますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ガイドラインについては、ネット上では公表してませんが、ほかの、多分不祥事が起きて改正されたと思うんですけれども、大変詳しいガイドラインが載ってます。東村山総務部とか、それから先ほど言いました鶴岡市の契約管財課、かなりのページ数でこのように、こういったこれだけのインターネットから取ったんですけれども、こういうのは何か前は公表すると事業所に有利になるとか、これは公表しないんだというふうなことの何か説明が前副町長からあったみたいなんですけれども、今後、ガイドラインについては是非公表してインターネットに載せる考えはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 秋田県にですねコンプライアンスマニュアルが作成されてホームページで掲載しているところでもありますけども、それ私作ったものであります。そういったものをですね町の方でもしっかりと作って公表していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非、まあ県と町とはちょっと違うと思いますが、もったときめ細かい、モラルを含めたガイドラインを是非作ってですね、私たちにも公表してもらいたいと思います。今回の場合、私たちの議会にはそういうものが、マスコミが先に一報して私たちが後で知るというふうなこともいろいろありました。私たち議会はやっぱりチェック機能を果たすのが議会です。で、一緒になってですねガイドラインがこれでいいのかなのかとか、こうしていきたいということをして是非逐一議会にできる

だけ公表してですね、一緒に取り組んでいこうという、こういう構えを行ってほしいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） もちろんガイドライン、あるいはコンプライアンスマニュアルも含めて、出来次第、議員の皆様にお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあくどくなりますけれども、やはり町のほとんどはもう事業者と密接に繋がっていかないと業務を行うことができない、こういうのが地方自治体だと思います。そこで不祥事も発生してきやすい基盤が生まれてくると思います。是非そういう意味でも、二度とこういう不祥事を起こさない、こういうことで町職員、そして皆さんでこの管理体制をしっかりと行ってほしい、これが願いであります。答弁は要りません。よろしくお願したいと思ます。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了いたします。